

答申第296号
令和2年12月4日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田紀子



本市の債権徴収事務に関する情報の共有及び収集について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第34条第2項第3号の規定に基づき、令和2年11月27日付け岐阜市財納第38号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市を含む各地方公共団体は、様々な債権（金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう。以下同じ。）を有し、法律による行政の原理に従い、これらの債権を適正に管理する必要がある。

このたび、別紙に記載する本市の各債権の徴収の事務において、効率的に滞納処分を実施し、及び収納率の向上等を図るため、各実施機関（条例第2条第1項第1号に定める実施機関をいう。以下同じ。）が保有する債務者に関する情報を実施機関内で利用し、又は他の実施機関に対し提供すると共に、他の市町村、民間事業者等に対し債務者に関する情報について照会し、当該情報を取得する。

上記の利用、提供及び照会（以下「本件利用・提供等」という。）については、それぞれ法令等に基づいて実施するものであるが、本件利用・提供等を実施するに当たっての方法や範囲に関しては、条例第34条第2項第3号に規定する個人情報の保護に関する重要な事項に該当すると考えるため、同号の規定に基づいて諮問するものである。

2 本件利用・提供等の対象となる債務者に関する情報

（1）各実施機関及び他の市町村が保有する次に掲げる情報

ア 基本情報

氏名、住所、性別、年齢、生年月日、電話番号、本籍、親族続柄、婚姻の有無、家族構成、郵便物の送付先、郵便物の返戻の有無

イ 収入・資産等に関する情報

勤務先、勤務先住所・電話番号、収入・所得、資産及びその内容、取引金融

機関の口座情報

ウ 税情報

課税の有無・額、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、その他税務申告書等、課税に関する情報、納税額、財産に関する情報、執行停止の情報

エ 債権・債務等に関する情報

債権・債務の内容、納付・未納付の状況、滞納額、交渉記録、措置等の状況、法的手続の状況、徴収停止の情報

オ その他

公的扶助（生活保護、母子父子寡婦福祉資金、児童扶養手当など）の有無、内容、受給額、受給方法

(2) 民間事業者等が保有する次に掲げる情報

銀行等の金融機関における取引状況、生命保険等の契約状況、雇用状況及び給与等の支払状況

なお、非強制徴収公債権及び私債権を取り扱う実施機関が、債務者から同意書を得た上で行う照会について、強制徴収公債権に係る債務者に関する情報のうち、調査権（官公署等への協力要請（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第146条の2）、質問及び検査（国税徴収法第141条）又は搜索（国税徴収法第142条）をいう。）に基づいて収集した情報その他の法令による調査権限に基づき収集された情報（本人から直接収集したものと除く。）は、本件利用・提供等の対象外とする。

3 意見

下記留意事項を遵守し、本件利用・提供に係る個人情報の保護について、十分に配慮することを条件として、適當なものと認める。

（留意事項）

- ・本件利用・提供等を行う基準を明確にすること。
- ・同意書の内容について債務者が理解し、同意するか否かを判断できるよう、丁寧な説明を実施すること。
- ・取得した個人情報の利用期間及び保存期間について必要最小限のものとし、適正な管理を徹底すること。